

背景

「^{うみぎよう}海業」の積極的な展開に向けて、代表的な「^{うみぎよう}海業」であり、一般の釣り客を乗船させ、漁場に案内する遊漁船業について、利用者に安心して釣りを楽しんでもいただく観点から、

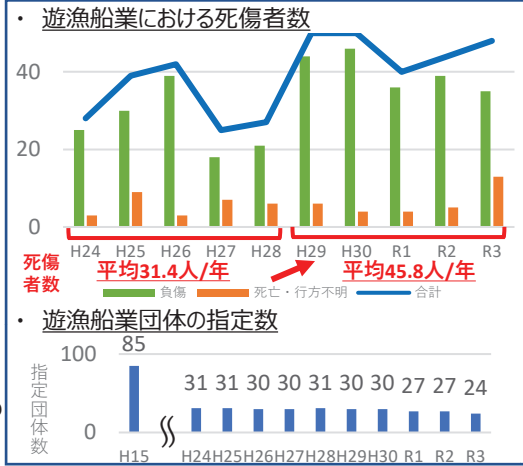
- ① 近年、遊漁船における死傷事故が増加傾向にあることや、令和 4 年 4 月に知床沖で発生した遊覧船の重大事故もあり、**利用者の安全確保に対する要請が高まっていること**
- ② 遊漁船業における漁場の適正利用の重要性が増していることといった課題に対応し、以下の措置を講ずる必要。

1. 遊漁船業における安全性の向上

- 遊漁船業の安全性の向上等を図るため、遊漁船業者について、**登録・更新を厳格化するとともに、安全管理体制の強化を図る必要。**
- 遊漁船の利用者が安全性の観点から事業者の選択ができるよう、**安全に関する情報発信を強化する必要。**

2. 地域の水産業と遊漁船業の調和

- 地域毎に異なる海況や魚種等を踏まえた上で、**利用者の安全確保や水産業との調和を図る取組を効果的に推進する体制の構築が必要。**



法律案の概要

遊漁船業の安全性向上に向けた措置

1. 遊漁船業者の登録・更新制度の厳格化

- 遊漁船業法の遵守状況が不良な者について、更新時の登録の有効期間（現行：一律 5 年）を短縮。
(第 3 条関係)
- 不適格者の安易な再参入・処分逃れを阻止するため、遊漁船業の登録・更新要件を厳格化。
 - ① 登録の欠格期間の延長（現行：2 年→改正後：5 年）
 - ② 船員法（乗組員に対する安全関係の教育訓練義務等）に違反した者等の参入を制限（5 年）
 - ③ 処分逃れを目的として廃業した者、関連法人が登録取消処分を受けた者等の参入を制限（5 年）
(第 6 条関係)

2. 遊漁船業者の安全管理体制の強化

- 遊漁船業者の登録を受けようとする者は、業務の実施方法を定めた業務規程を登録の申請書に添付しなければならないものとし、業務規程のうち利用者の安全等に関する事項が一定の基準に適合しない場合、登録不可。
(第 4 条及び第 6 条関係)
- 遊漁船業務主任者（※）について、遊漁船に乗り組んで業務を行うこと及び利用者が瀬渡しにより遊漁船外で釣りを行う場合も含めて利用者の安全管理を行うこと等を明確化。
(第 12 条関係)

※遊漁船の利用者の安全管理、漁場の選定、適正な水産動植物の採捕のための利用者への必要な指導・助言等を行う者

3. 利用者の安全等に関する情報の公表等の措置

- 遊漁船業者が重大な事故を引き起こした場合、事故の種類、原因等の都道府県知事への報告を義務化。
(第 19 条関係)
- 都道府県、遊漁船業者それぞれに対し、遊漁船の利用者の安全や利益に関する情報の公表を義務化。
都道府県：行政処分、事故の届出に関する事項等の利用者の安全等に関する情報を公表
遊漁船業者：利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置等の情報を公表
(第 22 条及び第 23 条関係)

4. 罰則の強化

- 利用者の安全に係る業務改善命令に従わない遊漁船業者に対する懲役刑の導入、法人重科を創設。
(第 34 条及び第 37 条関係)

地域の水産業との調和に向けた自主的な取組を促進する措置

5. 遊漁船業に関する協議会制度の創設

地域や海域の状況に応じた利用者の安全の確保、漁場の安定的な利用関係の確保の取組を促進するため、都道府県知事が、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合等を構成員とする協議会を組織できる制度を創設。
(第 28 条関係)

施行期日

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 遊漁船業の適正化に関する法律の遵守状況に応じた更新時の登録の有効期間の短縮

遊漁船業者の登録の更新を受けようとする者が、遊漁船業の適正化に関する法律の規定等の遵守の状況が不良な者である場合は、当該更新に係る登録の有効期間を、五年から、当該遵守の状況を考慮して四年以内において政令で定める期間に短縮するものとする。

(第三条第二項関係)

第二 業務規程の登録の申請書への添付

遊漁船業者の登録を受けようとする者は、業務規程を申請書に添付しなければならないものとする。

(第四条第二項関係)

第三 遊漁船業者の登録における欠格期間の延長及び欠格事由の追加

一 登録を取り消された者等が登録を受けることができない期間を二年から五年へ延長するものとする。

(第六条第一項第一号、第二号、第八号及び第九号関係)

二 遊漁船業者の登録における欠格事由に次に掲げる場合を加えるものとする。

(一) 登録を受けようとする者と密接な関係を有する者が登録を取り消されてから五年を経過しない場合

(第六条第一項第三号関係)

(二) 立入検査実施後、登録の取消しに係る聴聞を行うか否かを決定する日までに相当の理由なく事業の廃止の届出をした者等が当該届出の日から五年を経過しない場合

(第六条第一項第四号から第六号まで関係)

(三) 船員法の規定に違反して罰金の刑に処せられてから五年を経過しない場合

(第六条第一項第九号関係)

(四) 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから五年を経過しない者である場合及びこれらの者が事業活動を支配する場合

(第六条第一項第十号及び第十三号関係)

(五) 業務規程のうち利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項が農林水産省令で定める基準に適合していない場合

(第六条第一項第十六号関係)

第四 遊漁船業務主任者の乗船の義務化等

一 遊漁船業務主任者は、遊漁船に乗り組んで業務を行わなければならないものとする。

(第十二条関係)

二 遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならないものとする。

三 遊漁船業者は、遊漁船業務主任者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないものとする。

（第十三条関係）

第五 標識の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による公衆の閲覧

遊漁船業者は、営業所及び遊漁船に掲示する標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものとする。

（第十七条関係）

第六 事故を引き起こしたときの報告の義務化

遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

（第十九条関係）

第七 遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報の公表の義務化

一 都道府県知事は、第六の届出を受理したときに当該届出に関する事項を、業務改善命令又は登録の取消し若しくは事業の停止の命令をしたときに当該処分に係る事項を速やかに公表するほか、遊漁船の利

用者の安全及び利益に関する情報を逐次公表するものとする。

(第二十二条関係)

二 遊漁船業者は、利用者の安全を確保するために講じた措置等の遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報を公表しなければならないものとする。

(第二十三条関係)

第八 遊漁船業に関する協議会制度の創設

一 都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するため、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合、学識経験者等を構成員とする協議会（二において「協議会」という。）を組織することができるものとする。

二 協議会は遊漁船の利用者の安全の確保等について必要な協議を行うものとし、協議会において協議が調った事項については、その構成員はその協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第二十八条関係)

第九 罰則の強化

遊漁船の利用者の安全に係る業務改善命令違反及び当該業務改善命令の法人による違反に対する罰則を強化するものとする。

(第三十四条及び第三十七条関係)

第十 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第二条から第九条まで関係）

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十三条」に、「遊漁船業団体（第二十条―第二十三条）を「遊漁船業団体等（第二十四条―第二十八条）に、「第二十四条―第二十七条」を「第二十九条―第三十二条」に、「第二十八条―第三十三条」を「第三十三条―第三十八条」に改める。

第一条中「促進すること」の下に「等」を加える。

第三条第二項中「ごと」の下に「（この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において政令で定める期間ごと）」を加え、同条第三項中「登録の有効期間」を「有効期間」に改める。

第四条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条第二項中「遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二 遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）

三 その他農林水産省令で定める書類

第四条に次の一項を加える。

3 業務規程には、利用者の安全管理に係る体制、業務の適正な運営を図るための従業者に対する教育の実施に関する事項その他の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

第五条第一項中「登録しなければ」を「記載して、登録をしなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「及び有効期間の満了の日並びに」に改め、同条第二項中「前項の規定による」を削る。

第六条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同項第一号及び第二号中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「二年」を「五年」に改め、同項中第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、同項第七号中「から第五号まで」を「、第二号又は第四号から第十号まで」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第一項第六号中「前各号」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第五号中「」又は」を」若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項」を加え、「二年」を「五年」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）

第六条第一項第四号中「二年」を「五年」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分にあつた日から五年を経過しない者である者

イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重

要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの

四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日まで間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が

行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

第六条第一項に次の一号を加える。

十六 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

第七条の見出しを「（登録事項の変更の届出）」に改め、同条第一項中「第四条第一項各号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条第二項中「前条第一項第六号から第九号まで」を「前条第一項第十一号、第十二号、第十四号又は第十五号」に、「登録しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第三項中「第四

条第二項」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第十一条を削る。

第十条中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「ときは、」の下に「当該」を加え、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（業務規程の変更の届出）

第八条 遊漁船業者は、業務規程の変更をするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条中「は、遊漁船における」を「は、遊漁船に乗り組んで」に、「選任して、遊漁船における」を「選任して、漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る」に改める。

第三十三条中「第九条第一項の規定による届出を怠った」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十条第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十三条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第三十三条を第三十八条とする。

第三十二条中「第二十八条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して、」を「に
対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十四条（第一号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第三十三条、第三十四条（第一号に係る部分を除く。）、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑

第三十二条を第三十七条とする。

第三十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十四条」を
「第十五条」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」を「第十七条第一
項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、「規
定による」を削り、「掲示した者」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供したとき。」に改め、同条を第三十六

条とする。

第三十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は第十一条第一項」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十八条」を「第二十条」に、「者」を「とき（前条第一号に該当する場合を除く。）。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、業務規程の変更をしたとき。

第三十条を第三十五条とする。

第二十九条中「第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十条の規定による命令（利用者の安全に係るものに限る。）に違反したとき。

二 第二十一条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだとき。

第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）」を「登録」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第三十三条とし、第四章中第二十七条を第三十二条とし、第二十六条を第三十一条とする。

第二十五条中「第二十三条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とし、第二十四条を第二十九条とする。

第二十三条中「第二十条」を「第二十四条」に改め、第三章中同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（協議会）

第二十八条 都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協

議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 都道府県知事

二 当該都道府県の区域内の遊漁船業者又は当該遊漁船業者を直接若しくは間接の構成員とする遊漁船業
団体

三 当該都道府県の区域内において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会
員とする漁業協同組合連合会

四 関係地方公共団体、学識経験者その他の都道府県知事が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する都道府県知事は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び
第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなけれ
ばならない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係地方公共団体その他の関係者に対し、資

料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十二条を第二十六条とする。

第二十一条の見出しを「（遊漁船業団体の業務）」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条の見出しを「（遊漁船業団体の指定）」に改め、同条を第二十四条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 遊漁船業団体等

第十九条第一項第二号中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同項第三号中「第四号から第九号まで」を「第八号から第十六号まで」に改め、第二章中同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（都道府県知事による利用者の安全及び利益に関する情報の公表）

第二十二條 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、第十九条の規定による届出を受理したとき、第二十条の規定による命令をしたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは事業の停止の命令をしたときは、速やかに、当該届出に係る事項又はこれらの処分に係る事項を公表するほか、農林水産省令で定める利用者の安全及び利益に関する情報を逐次公表しなければならない。

（遊漁船業者による利用者の安全及び利益に関する情報の公表）

第二十三條 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置その他の農林水産省令で定める利用者の安全及び利益に関する情報を公表しなければならない。

第十八条を第二十条とする。

第十七条中「遊漁船業者」を「登録を受けた者」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事故の報告）

第十九条 遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き

起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因その他農林水産省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十六条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「遊漁船業者は」の下に「、農林水産省令で定める様式の標識について」を加え、「、公衆」を「公衆」に、「、農林水産省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（遊漁船業務主任者等の義務）

第十三条 遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関し、遊漁船業務主任者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（登録に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「登録」という。）の申請であつて、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。

（業務規程に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に登録を受けている者の当該登録に係るこの法律による改正前の遊漁船業の

適正化に関する法律第十一条第一項に規定する業務規程（以下この条において「旧業務規程」という。）については、施行日から起算して六月を経過する日（その者がその日までにこの法律による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律（以下「新法」という。）第八条の規定による届出をしたときは、当該届出をした日。第四項において同じ。）までの間は、新法第四条第三項の規定は適用せず、なお従前の例による。

2 施行日前にされた登録（前条の規定によりなお従前の例によることとされる登録を含む。）に係る旧業務規程の届出については、なお従前の例による。

3 新法第八条の規定は、施行日以後にする新法第四条第二項第二号に規定する業務規程の変更について適用し、施行日前にした旧業務規程の変更については、なお従前の例による。

4 新法第二十一条第一項第三号（新法第六条第一項第十六号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に登録を受けている者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

5 第一項及び前項の規定は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる登録を受けた者について

準用する。この場合において、第一項及び前項中「施行日」とあるのは、「前条の規定によりなお従前の例によることとされる登録を受けた日」と読み替えるものとする。

（調整規定）

第四条 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）の施行の日（以下この条において「海上運送法等改正法施行日」という。）が施行日後である場合における新法第六条第一項第九号の規定の適用については、施行日から海上運送法等改正法施行日の前日までの間、同号中「から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項」とあるのは、「若しくは第百十八条の三」とする。

（事故の報告に関する経過措置）

第五条 新法第十九条の規定は、遊漁船業者が、施行日以後に、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他同条の農林水産省令で定める重大な事故を引き起こした場合について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第九条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第八号」に、「第二十八条及び第二十九条」を「第三十三条及び第三十四条」に改める。

理 由

遊漁船業について、安全性の向上及び地域の水産業との調和の確保による適正な運営の推進を図るため、遊漁船業者の登録に関する有効期間の見直し及び欠格事由の厳格化、事故を引き起こしたときの報告の義務化、遊漁船の利用者の安全等に関する情報の公表の義務化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

○ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）	1
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第九条関係）	14

○ 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 遊漁船業（第三条―第二十三条） 第三章 遊漁船業団体等（第二十四条―第二十八条） 第四章 雑則（第二十九条―第三十二条） 第五章 罰則（第三十三条―第三十八条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進すること等により、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。 第二章 遊漁船業 （遊漁船業者の登録） 第三条 （略） 2 前項の登録は、五年ごと（この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において政令で定める期間ごと）にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 遊漁船業（第三条―第十九条） 第三章 遊漁船業団体（第二十条―第二十三条） 第四章 雑則（第二十四条―第二十七条） 第五章 罰則（第二十八条―第三十三条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。 第二章 遊漁船業 （遊漁船業者の登録） 第三条 （略） 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 （略）

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 六 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二 遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）

三 その他農林水産省令で定める書類

3 業務規程には、利用者の安全管理に係る体制、業務の適正な運営を図るための従業者に対する教育の実施に関する事項その他の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

（登録の実施）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に記載して、登録をしなければならない。

一 （略）

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 （略）

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 六 （略）

2 前項の申請書には、遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（登録の実施）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

一 （略）

- 二 登録年月日及び有効期間の満了の日並びに登録番号
- 2 都道府県知事は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分
のあつた日から五年を経過しない者
 - 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定によ
り登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三
十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつ
た日から五年を経過しないもの
 - 三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な
関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により
登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない
者である者
 - イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を
実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関
係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「
親会社等」という。）
 - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実
質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあ
る者として農林水産省令で定めるもの
 - ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質
的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある
者として農林水産省令で定めるもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行

- 二 登録年月日及び登録番号
- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞な
く、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。

- 一 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分
のあつた日から二年を経過しない者
 - 二 遊漁船業者で法人であるものが第十九条第一項の規定により
登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十
日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた
日から二年を経過しないもの
- (新設)

(新設)

政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

五| 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

六| 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの

七| 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

八| 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九| この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第

（新設）

（新設）

三| 第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四| 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五| この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13</																																																																																							

る届出について準用する。

(業務規程の変更の届出)

第八条 遊漁船業者は、業務規程の変更をするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(遊漁船業者登録簿の閲覧)

第九条 (略)

(廃業等の届出)

第十条 (略)

2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該遊漁船業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十一条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第二十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(削る。)

(遊漁船業務主任者)

第十二条 遊漁船業者は、遊漁船に乗り組んで利用者の安全の確保

する。

(新設)

(遊漁船業者登録簿の閲覧)

第八条 (略)

(廃業等の届出)

第九条 (略)

2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、遊漁船業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該遊漁船業者の登録を抹消しなければならない。

(業務規程)

第十一条 遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、第三条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 業務規程には、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

(遊漁船業務主任者)

第十二条 遊漁船業者は、遊漁船における利用者の安全の確保及び

及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行う者で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「遊漁船業務主任者」という。）を選任して、漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理その他の農林水産省令で定める業務を行わせなければならない。

（遊漁船業務主任者等の義務）

第十三条 遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 遊漁船業者は、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関し、遊漁船業務主任者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

（気象情報の収集等）

第十四条 （略）

（利用者名簿）

第十五条 （略）

（周知させる義務）

第十六条 （略）

（標識の掲示等）

第十七条 遊漁船業者は、農林水産省令で定める様式の標識について、営業所及び遊漁船ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行う者で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「遊漁船業務主任者」という。）を選任して、遊漁船における利用者の安全管理その他の農林水産省令で定める業務を行わせなければならない。

（新設）

（気象情報の収集等）

第十三条 （略）

（利用者名簿）

第十四条 （略）

（周知させる義務）

第十五条 （略）

（標識の掲示）

第十六条 遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 遊漁船業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

(名義の利用等の禁止)

第十八条 登録を受けた者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。

2 登録を受けた者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはならない。

(事故の報告)

第十九条 遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因その他農林水産省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(業務改善命令)

第二十条 (略)

(登録の取消し等)

第二十一条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 不正の手段により登録を受けたとき。

三 第六条第一項第二号又は第八号から第十六号までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 (略)

(都道府県知事による利用者の安全及び利益に関する情報の公表)

2 遊漁船業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義の利用等の禁止)

第十七条 遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。

2 遊漁船業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはならない。

(新設)

(業務改善命令)

第十八条 (略)

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。

三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 (略)

第二十二條 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、第十九条の規定による届出を受理したとき、第二十条の規定による命令をしたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは事業の停止の命令をしたときは、速やかに、当該届出に係る事項又はこれらの処分に係る事項を公表するほか、農林水産省令で定める利用者の安全及び利益に関する情報を逐次公表しなければならぬ。	(新設)
(遊漁船業者による利用者の安全及び利益に関する情報の公表) 第二十三條 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置その他の農林水産省令で定める利用者の安全及び利益に関する情報を公表しなければならない。	(新設)
第三章 遊漁船業団体等	第三章 遊漁船業団体
(遊漁船業団体の指定) 第二十四條 (略)	(指定) 第二十条 (略)
(遊漁船業団体の業務) 第二十五條 (略)	(業務) 第二十一条 (略)
(改善命令) 第二十六條 (略)	(改善命令) 第二十二条 (略)
(指定の取消し) 第二十七條 都道府県知事は、遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、第二十四条の指定を取り消すことができる。	(指定の取消し) 第二十三条 都道府県知事は、遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、第二十条の指定を取り消すことができる。

(協議会)	第二十八条 都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
2	協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一	都道府県知事
二	当該都道府県の区域内の遊漁船業者又は当該遊漁船業者を直接若しくは間接の構成員とする遊漁船業団体
三	当該都道府県の区域内において漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会
四	関係地方公共団体、学識経験者その他の都道府県知事が必要と認める者
3	第一項の規定により協議会を組織する都道府県知事は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。
4	前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
5	協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係地方公共団体その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
6	協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
7	前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
第四章 雑則	
(報告及び立入検査)	
第二十九条 (略)	

(新設)

第四章 雑則	
(報告及び立入検査)	
第二十四条 (略)	

(聴聞の方法の特例)

第三十条 第二十七条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(政府の援助)

第三十一条 (略)

(省令への委任)

第三十二条 (略)

第五章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して登録を受けないで遊漁船業を営んだとき。

二 不正の手段によつて登録を受けたとき。

三 第十八条第一項の規定に違反してその名義を他人に遊漁船業のため利用させたとき。

四 第十八条第二項の規定に違反して遊漁船業を他人にその名において経営させたとき。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十条の規定による命令（利用者の安全に係るものに限る。）に違反したとき。

二 第二十一条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して

(聴聞の方法の特例)

第二十五条 第二十三条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(政府の援助)

第二十六条 (略)

(省令への委任)

第二十七条 (略)

第五章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して登録を受けないで遊漁船業を営んだ者

二 不正の手段によつて第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者

三 第十七条第一項の規定に違反してその名義を他人に遊漁船業のため利用させた者

四 第十七条第二項の規定に違反して遊漁船業を他人にその名において経営させた者

第二十九条 第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

(新設)

遊漁船業を営んだとき。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、業務規程の変更をしたとき。

三 第十二条の規定に違反して遊漁船業務主任者を選任しなかつたとき。

四 第二十条の規定による命令に違反したとき（前条第一号に該当する場合を除く。）。

五 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

二 第十七条第一項の規定に違反したとき。

三 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供したとき。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十四条（第一号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（新設）

二 第十二条の規定に違反して遊漁船業務主任者を選任しなかつた者

三 第十八条の規定による命令に違反した者

四 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十六条第一項の規定に違反した者

三 第十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

（新設）

金刑 二 第三十三条、第三十四条（第一号に係る部分を除く。）、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑	第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。 一 第十条第一項の規定による届出を怠つた者 二 第十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 第二十三条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
（新設）	第三十三条 第九条第一項の規定による届出を怠つた者は、五十万円以下の過料に処する。 （新設） （新設） （新設）

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第九条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正） 第二百九十六条 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。 第六条第一項第八号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第三十三条及び第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。	（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正） 第二百九十六条 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。 第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二十八条及び第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案参照条文目次

○ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）（抄）	．．．．．	1
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）	．．．．．	6
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	．．．．．	7
○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）	．．．．．	7
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	．．．．．	9

○ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	遊漁船業（第三条―第十九条）
第三章	遊漁船業団体（第二十条―第二十三条）
第四章	雑則（第二十四条―第二十七条）
第五章	罰則（第二十八条―第三十三条）
附則	

（目的）

第一条 この法律は、遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。

（遊漁船業者の登録）

- 第三条 遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称
- 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）

五 第十二条に規定する遊漁船業務主任者の氏名

六 遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置

2 前項の申請書には、遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

三 第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者

九 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第七条 遊漁船業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第九号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(廃業等の届出)

第九条 遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 遊漁船業を廃止した場合 遊漁船業者であつた個人又は遊漁船業者であつた法人を代表する役員
- 2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、遊漁船業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該遊漁船業者の登録を抹消しなければならない。

(業務規程)

第十一条 遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、第三条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 業務規程には、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

(遊漁船業務主任者)

第十二条 遊漁船業者は、遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する業務を行う者で農林水産省令

で定める基準に適合するもの（以下「遊漁船業務主任者」という。）を選任して、遊漁船における利用者の安全管理その他の農林水産省令で定める業務を行わせなければならない。

（利用者名簿）

第十四条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

（標識の掲示）

第十六条 遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 遊漁船業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義の利用等の禁止）

第十七条 遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。

2 遊漁船業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、遊漁船業を他人にその名において経営させてはならない。

（業務改善命令）

第十八条 都道府県知事は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があるときは、利用者の保護のため必要限度において、当該遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十九条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。

三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

第三章 遊漁船業団体

(指定)

第二十条 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、遊漁船業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者（以下「遊漁船業団体」という。）として指定することができる。

(業務)

第二十一条 遊漁船業団体は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 遊漁船業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。
- 二 漁場の適正な利用を推進すること。
- 三 遊漁船業に関する利用者の苦情を処理すること。
- 四 前三号の業務に附帯する業務

(指定の取消し)

第二十三条 都道府県知事は、遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、第二十条の指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの者の営業所、事務所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞の方法の特例)

第二十五条 第二十三条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して登録を受けないで遊漁船業を営んだ者
- 二 不正の手段によつて第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十七条第一項の規定に違反してその名義を他人に遊漁船業のため利用させた者
- 四 第十七条第二項の規定に違反して遊漁船業を他人にその名において経営させた者

第二十九条 第十九条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して遊漁船業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の規定に違反して遊漁船業務主任者を選任しなかつた者
- 三 第十八条の規定による命令に違反した者
- 四 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 二 第十六条第一項の規定に違反した者
- 三 第十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第九条第一項の規定による届出を怠つた者は、五十万円以下の過料に処する。

○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）

（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）

第二百九十六条 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条及び第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（航海当直部員）

第百七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員（第五項において「航海当直部員」という。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

③ 国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から一年を経過しない者に対しては、前項の証印をしないことができる。

④ 国土交通大臣は、第二項の規定により証印を受けている者が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、航海当直部員及び第二項の規定による証印に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(危険物等取扱責任者)

第一百七十七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定めるタンカー（国土交通大臣が定める危険物又は有害物であるばら積み液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）又は国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船（液化天然ガスその他の国土交通大臣が定める危険物又は有害物である液体物質を燃料とする船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

③ 前条第三項から第五項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について準用する。

(特定海域運航責任者)

第一百七十七条の四 船舶所有者は、特定海域（海氷の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる海域として国土交通省令で定めるものをいう。）を航行する船舶には、海域の特性に応じた運航に関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「特定海域運航責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に応じた運航に関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

③ 第一百七十七条の二第三項から第五項までの規定は、特定海域運航責任者及び前項に規定する証印について準用する。

(救命艇手)

第一百八十八条 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶については、乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

② 救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

③ 国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

④ 国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対しては、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。

⑤ 国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その救命艇手適任証書の返納を命ずることができる。

⑥ 前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(旅客船の乗組員)

第百十八条の二 船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

(高速船の乗組員)

第百十八条の三 船舶所有者は、国土交通省令の定める高速船（最大速力が国土交通大臣の定める速力以上の船舶をいう。）には、国土交通省令の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)